

# 空き家の片付けを行う方へ 処分費用等の一部を助成します



## 鹿部町空き家家財道具等おかたづけ事業補助金 のお知らせ

### 【補助金額】

補助対象経費の2分の1に相当する額（上限10万円）

### 【対象となる空き家】

対象となる空き家は、補助金の交付申請時に次のいずれにも該当するものです。

- ・賃貸の用に供していたものでないこと
- ・所有者が町税等を滞納していないこと

### 【補助対象者】

補助対象者は、補助対象空き家の家財道具等を処分運搬及び屋内外の環境整備をする方で、次の1～4のいずれにも該当する方です。

1. 補助対象空き家の所有権を有する方又はその相続人の方
2. 町税等を滞納していない方
3. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有しない方
4. 第三者と賃貸又は売買を目的として、この補助金を受けた日から起算して2年間、補助対象空き家を空き家バンクへ登録し、又は補助対象空き家について宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者との媒介契約を締結する方
5. 過去にこの補助金の交付を受けたことがない方

### 【対象経費】

対象経費は、次のとおりです。

1. 家財道具等の処分に要する経費
2. 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）により指定された特定家庭用機器の処分に要する経費
3. 補助対象空き家の敷地内の樹木の伐採及び処分に要する経費
4. 上記1～3の処分に係る運搬に要する経費
5. 上記1～4の処分及び運搬の委託に要する経費

詳細は町公式HPをご覧ください、下記問合せ先へお問い合わせください。

### 【問合せ先・応募先】

鹿部町役場 企画振興課 企画振興係（TEL 01372-7-5297）

